平成２４年（フ）第１０３号
奈良市古市町1473番地の２
債務者　染谷　文子
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
奈良市大安寺２丁目７番５―101号
債務者　中谷美津江
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３号
奈良県桜井市大字阿部514番地の１
債務者　義田　　始
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
奈良県桜井市大字阿部514番地の１
債務者　義田　安子
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７号
奈良市三条栄町16番４号
債務者　久保　清浩（旧姓若村）
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
奈良県桜井市大字粟殿641番地の２　グリーンパーク三輪302
債務者　佐伯栄子こと　徐　　榮子
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
鳥取県米子市上福原３丁目６番28号
債務者　中島　弘雅
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４４３号
広島市南区宇品海岸１丁目２番３―303号
債務者　花井喜代美
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９号
島根県出雲市美談町280番地、申立時の住所広島市東区戸坂山崎町４番44―201号
債務者　阿式　智久
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９８号
広島市中区舟入南３丁目15番18―304号
債務者　山本由美子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３９号
広島市南区宇品神田５丁目19番21―603号
債務者　村上　育子（旧姓濵村）
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
広島県三原市和田３丁目２番７号
債務者　宮丸香也子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
広島県三原市久井町下津1450番地
債務者　武田ゆう子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
高知県高岡郡中土佐町久礼6190番２、住民票上の住所高知県高岡郡中土佐町久礼6224番地60
債務者　玉井　尚徳
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住２棟214号
債務者　高木三枝子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２８１号
長崎県大村市木場２丁目512番地　ミリオネアハイツ101号、開始決定時の住所長崎県佐世保市針尾東町2393番地53
破産者　尾上　弘道
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
静岡県賀茂郡河津町見高1264番地の38
破産者　笹本　佳子
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部